品　川　八　潮　団　地　地　区

熱　供　給　約　款

＜原燃料費等調整＞

令和８年１２月１日

東京熱供給株式会社

1. 目　　的

品川八潮団地地区では、清掃工場排熱を利用して熱供給を行っています。一方で、排熱利用が制限される清掃工場の定期点検時や、お客さまに冷温水等を送るために、電力やガスを使用しています。

この熱製造に使用する電力・ガスの料金単価は、電力・ガスの原燃料である原油、液化天然ガス、石炭等の輸入価格等により毎月変動します。品川八潮団地地区熱供給約款（以下「本約款」といいます。）で定める「原燃料費等調整」は、この電力・ガス料金の単価変動を熱料金単価に反映して、令和 8 年度に経済産業大臣より変更認可を受ける品川八潮団地地区熱供給規程（以下「熱供給規程」といいます。）で定める熱料金単価を下回る料金単価となる熱媒体（温水、高温水、冷水）について熱供給を行うものです。

2. 根拠規定

熱供給事業法附則第 50 条第 1 項第 1 号イにより、お客さまと本約款に基づく熱需給契約を締結し、熱供給を行うことができます。

3. 約款の適用

本約款は、熱供給規程に基づき供給される温水・高温水・冷水に対して適用します。

4. 熱供給の開始日

本約款による熱供給の開始日は、令和 8 年度に経済産業大臣の変更認可を受ける熱供給規程の実施日（以下「変更認可実施日」といいます。）とします。変更認可実施日については、ウェブサイトによる公表その他適切な方法によりお客さまにお知らせします。

5. 熱供給の申込み等

(1) 熱供給の申込みおよび熱料金の適用日

① お客さまが新たに熱供給規程による熱供給を受ける場合で、本約款による熱供給を希望するときは、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の申込書に必要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。この場合、熱供給規程による需給開始の日から本約款に定める料金を適用します。

② お客さまが既に熱供給規程による熱供給を受けている場合で、新たに本約款による熱供給を希望するときは、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の方法により当社に申し込んでいただきます。

この場合、上記の申込みが、申込み日の属する検針期間（検針日の翌日から次の検針日までをいいます。以下同じ）の検針予定日（検針予定日当日を除く）から起算して 5 営業日前（当該 5 営業日前当日を除く）より前に行われた場合は申し出日の属する検針期間の熱使用量から、それ以降の場合は申し出日の属する検針期間の翌検針期間の熱使用量から、本約款に定める熱料金を適用します。

③　上記①②の規定にかかわらず、変更認可実施日からの熱の供給開始については、変更認可実施日の属する検針予定日（検針予定日当日を除く）から起算して5営業日前（当該5営業日前当日を除く）より前に本約款による熱供給を希望しない旨の申し出がない場合は、本約款による熱供給を希望する旨の申込みがあったものとみなします。この場合、変更認可実施日からの熱使用量について、本約款に定める熱料金を適用します。

④　上記③の申し出があった場合、本約款に定める熱料金を適用しません。

(2) 供給を希望しない旨の申し出および熱料金の適用日

お客さまが現に本約款により熱供給を受けており、引き続き熱の使用を行う場合で、お客さまから本約款による熱供給を希望しない旨の申し出があったときは、この約款による熱供給は行いません。ただし、この場合は熱供給規程による熱供給が行われます。

上記の申し出が、申し出日の属する検針期間の検針予定日（検針予定日当日を除く）から起算して5営業日前（当該5営業日前当日を除く）より前に行われた場合は申し出日の属する検針期間の熱使用量から、それ以降の場合は申し出日の属する検針期間の翌検針期間の熱使用量から、熱供給規程に定める熱料金が適用されます。

6.　熱需給契約の成立・廃止・変更

(1) 熱供給の条件

上記5.(1)で定める申込みがあった場合、お客さまは当社と本約款による熱需給契約を締結することとなります。この熱需給契約に基づき本約款「(別紙) 原燃料費等調整」に定める温水、高温水、冷水の調整単価（以下「熱調整単価」といいます。）がマイナスとなる熱媒体について熱供給を行うものとし、マイナスとならない熱媒体については熱供給を行いません。この場合は熱供給規程による熱需給契約に基づく供給が行われます。

(2) 熱需給契約の成立

①　上記5.(1)①で定める申込みがあった場合は、需給開始の日に熱需給契約が成立するものします。

②　上記5.(1)②で定める申込みが、申込み日が属する検針期間の検針予定日（検針予定日当日を除く）から起算して5営業日前（当該5営業日前当日を除く）より前に行われた場合は、申込み日が属する検針期間の初日に熱需給契約が成立するものとし、それ以降の場合は申込み日の属する検針期間の翌検針期間の初日に成立するものとします。

③　上記①②の規定に関わらず、変更認可実施日からの熱の供給開始については、変更認可実施日の属する検針予定日（検針予定日当日を除く）から起算して5営業日前（当該5営業日前当日を除く）より前に本約款による熱供給を希望しない旨の申し出がない場合は、本約款による熱供給を希望する旨の申込みがあったものとみなし、当該変更認可実施日に熱需給契約が成立するものとします。

(3) 熱需給契約の廃止

お客さまが現にこの約款により熱供給を受けており、引き続き熱の使用を行う場合で、お客さまより本約款による熱供給を希望しない旨の申し出があった場合、本約款による熱需給契約の契約期間は、上記の申し出が申し出日の属する検針期間の検針予定日（検針予定日当日を除く）から起算して5営業日前（当該5営業日前当日を除く）より前に行われた場合は申し出日の属する検針期間の前日までとし、それ以降の場合は、申し出日の属する検針期間の最終日までとして、契約を廃止します。

(4) 取り消し

お客さまは、6.(2)の申込みまたは 6.(3)の申し出以降、熱需給契約の成立または廃止までの間、申込みまたは申し出を取り消すことができます。

(5) 熱需給契約の変更

熱供給規程による熱需給契約が変更された場合は、当該変更に基づき本約款による熱需給契約を変更します。

7. 料　　金

料金は、熱供給規程の別表第 1 および別表第 2 の料金表に定める基本料金と従量料金の合計額に本約款「(別紙) 原燃料費等調整」によって算定された熱調整単価に基づく温水、高温水、冷水の調整額（以下「熱調整額」といいます。）を加算したものとします。

なお、熱調整単価がマイナスとなる熱媒体について熱供給を行います。

8. 契約・料金に関するその他の事項

料金算定、使用量の計算・通知、計量器故障時の使用量の決定、料金の支払い義務、日割計算、熱媒体の放出等による賠償その他契約および料金に関することについては、熱供給規程「§7.料金」によるものとします。

9. 約款の変更

(1) 当社は、次の場合に本約款を変更することがあります。この場合、変更後の規定についてお客さまとの合意があったものとみなし、個別にお客さまとの合意をすることなく本約款による契約の内容を変更することができます。

① 本約款が定める原燃料費等調整に係る電力・ガス会社の制度及び法令その他諸制度が変更される場合

② 熱供給規程が変更される場合

③ 上記のほか本約款が定める原燃料費等調整に係る諸事情が変更される場合

④ 設備の稼働実績等を踏まえ原燃料費等調整を適切に行うために、別紙に示す電力・ガス換算係数および高圧分・低圧分電力量使用比率を変更する必要がある場合

⑤ 約款の円滑な実施やお客さまサービスの向上を図る場合

(2) 当社は、本約款の変更を行う場合、次の事項をウェブサイトによる公表その他適切な方法により、事前にお客さまにお知らせします。

① 変更内容

② 変更後の約款

③ 変更した約款の効力の発生時期

10. 約款の廃止

(1) 当社は、次の場合に本約款を廃止することがあります。これに伴い本約款による契約は廃止となります。この場合、本約款の廃止についてお客さまとの合意があったものとみなし、個別にお客さまとの合意をすることなく本約款による契約を廃止することができま

す。

① 本約款が定める原燃料費等調整に係る電力・ガス会社の制度および法令その他諸制度が廃止・変更される場合

② 熱供給規程が廃止・変更される場合

③ 上記のほか本約款が定める原燃料費等調整に係る諸事情の変更など、本約款の目的に照らし廃止が妥当と判断される場合

(2) 当社は、本約款の廃止を行う場合、次の事項をウェブサイトによる公表その他適切な方法により、事前にお客さまにお知らせします。

① 廃止の理由

② 約款廃止の効力の発生時期

11. 原燃料費等調整に関する単価等のお知らせ

当社は、次に掲げる単価等について、ウェブサイトによる公表その他適切な方法により事前にお客さまにお知らせします。

(1) 熱調整単価

(2) 電力会社が公表する高圧分および低圧分の燃料費調整単価

(3) 認可申請燃料費調整単価（高圧分、低圧分）

(4) 国等による電気・ガス料金負担軽減策（電気料金・高圧分および低圧分、ガス料金）による値引き分等

(5) 電力変動単価調整（高圧分、低圧分）

(6) ガス会社が通告する平均原料価格

(7) 当社に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

12. 供給規程の準用

本約款に定めのない事項については、次に例示する項目を含む熱供給規程の定めによるものとします。

§1. 総則

4. 用語の定義

5. 単位および端数処理

6. 実施細則

§2. 使用の申込みおよび熱需給契約

9. 契約容量の変更

10. 承諾の限界

11. 名義の変更

12. 契約の廃止

§3. 供給

13. 供給方式

14. 供給期間および時間

15. 供給条件

16. 供給制御方式
17. 供給または使用の制限もしくは中止
18. 供給の停止およびその解除
19. 供給制限等の損害賠償
20. お客さまの土地および建物への立入り

§4. 工事

21. 工事の施工
22. お客さまの土地および建物の場所の提供
23. 電源および空気源の提供
24. 工事に伴う費用の負担

§5. 受入施設の操作等

25. 受入施設の操作等

§6. 保安

26. 保守および保安の責任分界
27. 連絡等
28. 受入施設の改善
29. 供給施設等の損傷防止

13. 問合せ等の窓口

１．	会社名	東京熱供給株式会社
２．	登録番号	No.０１５
３．	本　　社	東京都千代田区九段南四丁目８番８号日本ＹＷＣＡ会館３階
４．	お問合せ先	八潮支社
		東京都品川区八潮五丁目５番７号
		電話　０３－３７９０－２７７０
		時間　９時１５分～１７時１５分
		（土日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

附則

1. 本約款の実施にともなう切替措置

約款料金は、変更認可実施日以降に支払義務が発生する料金から適用します。本約款実施の日を含む料金の算定期間においては、熱供給規程による料金と本約款による料金を適用する日数に応じて使用量を按分して料金を計算します。

（別紙）

原　燃　料　費　等　調　整

本約款で定める「原燃料費等調整」は、原油、液化天然ガス、石炭等の輸入価格等による電力・ガス料金の単価変動を、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「電力会社」といいます。）および東京ガス株式会社（以下「ガス会社」といいます。）の原燃料費等調整制度における電力・ガス料金の単価変動に基づき、以下により熱料金に反映するものとします。

１．熱調整額の算定

毎月の熱調整額は、以下の算式により算定します。

温水調整額（円・税込）＝温水調整単価（円/MJ）×温水の使用量（MJ）
高温水調整額（円・税込）＝高温水調整単価（円/MJ）×高温水の使用量（MJ）
冷水調整額（円・税込）＝冷水調整単価（円/MJ）×冷水の使用量（MJ）
（算定後、円未満切り捨て）

２．熱調整単価の算定

毎月の熱調整単価は、以下の算式により算定します。

温水調整単価（円/MJ・税込）
＝電力調整単価（円/kWh）[*1]×電力温水換算係数 0.0161（kWh/MJ）＋ガス調整単価（円/㎥）[*2]
×ガス温水換算係数 0.0060（㎥/MJ）

高温水調整単価（円/MJ・税込）
＝電力調整単価（円/kWh）[*1]×電力高温水換算係数 0.0032（kWh/MJ）＋ガス調整単価（円/㎥）[*2]
×ガス高温水換算係数 0.0041（㎥/MJ）

冷水調整単価（円/MJ・税込）
＝電力調整単価（円/kWh）[*1]×電力冷水換算係数 0.0984（kWh/MJ）＋ガス調整単価（円/㎥）[*2]
×ガス冷水換算係数 0.0063（㎥/MJ）
（算定後、小数点以下第四位で四捨五入）

[*1] 電力調整単価（円/kWh・税込）
＝電力調整単価（高圧分）[*1-1]×高圧分電力量使用比率 0.526＋電力調整単価（低圧分）[*1-2]×低圧分電力量使用比率 0.474＋（当社に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価－認可再生可能エネルギー発電促進賦課金単価）
（算定後、小数点以下第四位で四捨五入）

[*1-1] 電力調整単価（高圧分）税込
＝電力会社が公表する高圧分の燃料費調整単価－認可燃料費調整単価（高圧分）－国等による電気・ガス料金負担軽減策（電気料金・高圧分）による値引き分＋電力変動単価調整（高圧分）[*1-3]
（算定後、小数点以下第四位で四捨五入）

[*1-2] 電力調整単価（低圧分）税込

＝電力会社が公表する低圧分の燃料費調整単価－認可燃料費調整単価（低圧分）－国等による電気・ガス料金負担軽減策（電気料金・低圧分）による値引き分＋電力変動単価調整（低圧分）[*1-4]

（算定後、小数点以下第四位で四捨五入）

[*1-3] 電力変動単価調整（高圧分）税込、[*1-4]電力変動単価調整（低圧分）税込

電力変動単価調整（高圧分、低圧分）は、電力会社の料金改定等により次の(1)、(2)、(3)が変更となる場合に、供給電圧別に算定します。

(1) 石油石炭税等租税課金の変更により、電力会社が通告する調整額

(2) 電力会社の料金改定等により、算定諸元等に変更があった場合、算定諸元の変更内容に基づき電力会社が公表する高圧分・低圧分の燃料費調整単価を調整する必要がある額

(3) 託送料金の追加または変更により調整する額

[*2] ガス調整単価（円/㎥・税込）

ガス調整単価は、2026年12月分から2027年3月分までは、以下(1)のとおりとし、4月分以降は(2)のとおりとします。

(1) ガス調整単価（円/㎥・税込）

＝（(ガス会社が通告する平均原料価格－ガス会社が通告した基準平均原料価格 57,300 円/t）÷100×基準単価 0.081（消費税等相当額加算前）－（認可時にガス会社が通告した平均原料価格－認可時にガス会社が通告した基準平均原料価格 57,300 円/t））÷100×認可時の基準単価 0.081（消費税等相当額加算前））×（1＋消費税率）－国等による電気・ガス料金負担軽減策（ガス料金）値引き分

（算定後、小数点以下第四位で四捨五入）

(2) ガス調整単価（円/㎥・税込）

＝（(ガス会社が通告する平均原料価格－ガス会社が通告した2027年4月以降適用の基準平均原料価格 86,100 円/t）÷100×基準単価 0.081（消費税等相当額加算前）－（認可時にガス会社が通告した平均原料価格－認可時にガス会社が通告した2027年4月以降適用の基準平均原料価格86,100円/t））÷100×認可時の基準単価 0.081（消費税等相当額加算前））×（1＋消費税率）－国等による電気・ガス料金負担軽減策（ガス料金）値引き分＋ガス変動単価調整[*2-1]

（算定後、小数点以下第四位で四捨五入）

ただし、認可時にガス会社が通告した平均原料価格は、2027年4月以降適用の平均原料価格算定式により算定し直したものとします。

[*2-1] ガス変動単価調整（税込）

ガス変動単価調整は、ガス会社の料金改定等により次の(1)、(2)、(3)が変更となる場合に、算定します。

(1) 石油石炭税等租税課金の変更により、ガス会社が通告する調整額

(2) ガス会社の料金改定等により、算定諸元等に変更があった場合、算定諸元の変更内容に基づきガス会社が通告するガスの平均原料価格に基づくガス調整単価を調整する必要がある額

(3) 託送料金の追加または変更により調整する額

３．電力会社およびガス会社が公表する単価等の適用月

熱調整単価算定に必要な電力会社およびガス会社が公表する単価等については、当該熱調整単価を熱料金に適用する月に適用される公表単価等とします。ただし、熱料金の算定および請求上の理由等により、当該公表単価の適用が難しい場合は、当該適用月直前の適用月の公表単価等によるものとします。